

水 質 基 準 等 一 覧 表

No.	基準項目	基準値
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003 mg/L 以下であること
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005 mg/L 以下であること
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01 mg/L 以下であること
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01 mg/L 以下であること
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01 mg/L 以下であること
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.02 mg/L 以下であること (令和2年4月1日より基準値強化)
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下であること
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して 0.01 mg/L 以下であること
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下であること
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して 0.8 mg/L 以下であること
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して 1.0 mg/L 以下であること
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下であること
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下であること
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下であること
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下であること
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下であること
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下であること
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下であること
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下であること
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下であること
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下であること
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下であること
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下であること
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下であること
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下であること
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下であること
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下であること
30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下であること
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下であること
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0 mg/L 以下であること
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2 mg/L 以下であること
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3 mg/L 以下であること
35	銅及びその化合物	銅の量に関して 1.0 mg/L 以下であること
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200 mg/L 以下であること
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05 mg/L 以下であること
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下であること
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下であること
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下であること
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下であること
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)- オール (別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L 以下であること
43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール (別名 2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg/L 以下であること
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下であること
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg/L 以下であること
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下であること
47	pH値	5.8以上8.6以下であること
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5 度以下であること
51	濁度	2 度以下であること

No.	水質管理目標設定項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して 0.02 mg/L 以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して 0.002 mg/L 以下 暫定
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して 0.02 mg/L 以下
(4)	削除	削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
(6)	削除	削除
(7)	削除	削除
8	トルエン	0.4 mg/L 以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下
10	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下
(11)	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下 暫定
14	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下 暫定
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として 1 以下
16	残留塩素	1 mg/L 以下
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L 以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.01 mg/L 以下
19	遊離炭酸	20 mg/L 以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下
21	メチルセブチルエーテル	0.02 mg/L 以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下
23	臭気強度(TON)	3 以下
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L 以下
25	濁度	1 度以下
26	pH値	7.5 程度
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下 暫定
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.1 mg/L 以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオ クタタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)の量の和として 0.00005 mg/L 以下 暫定